

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
<b>I. 現 状</b>	
<b>&lt;位置・面積&gt;</b>	<p>富山市は富山県の中央部に位置し、東は常願寺川を境に中新川郡、東南は立山連峰を経て長野県に接するとともに、南は飛騨山脈を越えて岐阜県に接し、西は射水市、砺波市等に接し、北は日本海の富山湾に面している。市域は東西60km、南北43kmで、面積は1,241.77km<sup>2</sup>と富山県の約3割を占めている。また、総面積の69.2%を森林が占めており、森林面積の32.8%は国有林(中部山岳国立公園等)となっている。</p>
<b>&lt;自然的要因&gt;</b>	
◇地 勢	<p>富山市の東南部には急峻な山岳があり、西部には呉羽丘陵が横たわっている。また、常願寺川、神通川等が中山間地域を通り、北に向かって扇状に沖積平野を展開し、富山湾へ注いでいる。</p> <p>このように、本市は、主要な河川の上流から下流までが一体となった地帯である。</p> <p>また、富山平野を構成する沖積層は、常願寺川、神通川より堆積された砂礫層からなり、これらの河川の地下水涵養とあいまって豊富な帶水層を形成している。しかし、地震動による液状化が発生しやすい。</p>
◇気象概況	
①春	<p>冬から夏の転換期は初めは天気変化が激しいが次第に春めいてくる。発達した低気圧が日本海を通過することが多く、通過時には強風が吹き荒れる。また、フェーン現象によって気温の著しい上昇、空気の乾燥、雪解け出水、雪崩等が発生しやすい。</p>
②夏	<p>梅雨の前半は梅雨前線が太平洋側にあることが多いため、比較的穏やかな天気が続くが後半は梅雨前線が日本海側まで北上して、大雨に見舞われることが多くなる。</p> <p>梅雨明け後は、太平洋高気圧に覆われて安定した暑い日が続くが、熱雷や前線によって短時間の強雨や落雷等が発生しやすい。</p>
③秋	<p>移動性の高気圧に覆われて澄みきった秋晴れの日が現れるようになるが、秋雨前線や台風の影響を受けて、曇りや雨のぐずついた天気が続くこともある。</p> <p>晩秋には、大陸から寒気が流れ込むようになり、山岳方面で降雪が始まり、平地では肌寒いしぐれ模様の天気になる。</p>
④冬	<p>西高東低の冬型の気圧配置に支配され、曇りや雪の日が多くなる。日本海の上空に強い寒気が流れ込むと、雪の降る日が続き、時々大雪に見舞われる。</p> <p>海上は波の高い日が多く、特に北海道の東海上で低気圧が非常に発達したときは、「寄り回り波」と呼ばれる、富山湾特有の高波が押し寄せることがある。</p>
<b>(1) 地域の災害リスク</b>	
<b>(洪水:ハザードマップ)</b>	<p>富山市の「洪水ハザードマップ」によると、想定し得る最大規模の降雨により、一級河川常願寺川及び神通川に挟まれた平野部の広い範囲で、浸水深0.5m以上の浸水の発生が想定されている。</p> <p>特に、宿泊、飲食、サービス業が多く立地する交通結節点である富山駅の周辺の大半は家屋倒壊等氾濫想定区域となっている。</p>
<b>(土砂災害:ハザードマップ)</b>	<p>富山市の「土砂災害ハザードマップ」によると、神通川左岸の長岡・桜谷、五福の一部は丘陵地となっており、がけ崩れ等土砂災害が生じるおそれのある区域が複数存在する。</p>

特に、五福では土砂災害が生じるおそれのある区域に近接して、富山大学等の教育施設が複数立地し、その周辺にはそれらに関連した不動産賃貸業、教育・学習支援業が多く点在する。

#### (地震 J SHIS)

地震ハザードステーションの確率論的地震動予測地図によると、当所が位置する地点は震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で 5% の確率で発生すると示されている。また、富山市の津波ハザードマップによると、地震による津波の浸水想定が当所管轄エリアの沿岸部において 3.0m 以上のエリアも見受けられる。

#### (その他)

富山市の平野部では、これまでにも河川の氾濫による水害や内水氾濫による浸水被害に見舞われている。特に、平成 20 年 8 月に発生した豪雨では、富山市中心部の商業施設や家屋において、床上浸水 7 件、床下浸水 70 件の被害が発生している。

#### (感染症)

新型インフルエンザは 10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行（パンデミック）を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、当市において多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

### (2) 商工業者の状況（出典：平成 28 年経済センサス活動調査）

商工事業者数	小規模事業者数
20,263 社（者）	18,011 社（者）

#### 【内訳】

	業種	事業所数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	製造業	1,454	市内に広く分散している
	卸売業、小売業	5,469	堀川、総曲輪、光陽、広田が多い
	建設業	2,204	市内に広く分散している
	不動産業、物販賃貸業	1,037	"
	宿泊業、飲食・サービス業	2,319	総曲輪、八人町、愛宕に多い
	生活関連サービス業・娯楽業	1,740	市内に広く分散している
	その他業種（医療、学術、教育等）	6,040	"
合 計		20,263	

### (3) これまでの取組状況

#### 1) 富山市の取組

- ①富山市危機管理基本指針の策定
- ②富山市地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ③被災者用支援物資及び衛生用品等の備蓄
- ④富山市業務継続計画の策定
- ⑤富山市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

#### 2) 当所の取組

##### ①事業者 B C P に関する国などの施策の周知

巡回や窓口相談をはじめ、当所会報誌「商工とやま」やホームページでの制度概要の紹介、

チラシ封入などによる施策のPRを実施している。

②事業者向けBCP策定セミナーなどの開催

損害保険会社や富山市と連携して、事業継続計画(BCP)を理解するためのセミナーやBCPを作成する「ワークショップ」などを開催し、当計画の策定支援に取り組んでいる。

③損害保険会社と連携した損害保険への加入促進

東京海上日動火災保険㈱、あいおいニッセイ同和損害保険㈱、三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱などと連携し、事業経営上のリスク補償保険「ビジネス総合保険制度(賠償責任や事業休業の補償、水災、雪災などの災害による休業損失の補償)」や「業務災害補償プラン」などへの加入を促進し、会員企業のリスク対応支援に取り組んでいる。

④防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食など)を備蓄

当所内に防災備品を備蓄している。備蓄品は防災用具(防災救助工具セット、ヘルメット、懐中電灯等)、非常食(災害備蓄用パン、飲料水等)のほかに、救急用具(救急箱、担架など)などを備蓄している。

⑤富山市が実施する防災訓練への参加及び協力

## II. 課題

現状、当所では事業者BCP対策における取組が広報媒体による施策周知やセミナー開催等の情報発信・啓発活動が中心であり、具体的な策定支援に関する実績が十分とは言えない。

更に、有事の際における防災経験および訓練自体の経験が少なく、今後はハザードマップの把握をはじめ、危機管理に関する情報収集・防災意識を高めることが課題としてある。

また、感染症対策において、当所管内の小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないためのルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知することなどが必要である。

①商工会議所の支援体制について

富山県の「事業継続力強化計画」の認定企業数は220件(令和2年12月末日時点)、全国の1.6%程度である。当所における作成申請支援についても、ものづくり補助金などの補助金申請時における支援が中心であり、作成支援実績が少ないので現状である。

また、事業継続力強化支援を進めるにあたり、保険・共済等の自然災害の影響を軽減するための取組や事業者BCP等の策定など、防災・減災対策に関する知識やノウハウ等が不足しているほか、効果的な事業者支援を行うための人員が十分でない。

②災害発生時の対応について

緊急時の取組について、当所と富山市の連絡方法や情報共有の仕組みなど、具体的な体制やマニュアルが整備されておらず、災害発生時における円滑な対応に課題がある。また、当所としても、緊急時の取組については簡易的なBCPマニュアルの作成にとどまっており、事業継続力強化の支援を行う立場としては、早急に作成する必要がある。

## III. 目標

①商工会議所の支援体制の強化について

当所管内の小規模事業者に対して啓発セミナーの開催や情報発信を継続的に実施することで、自然災害や感染症等のリスクについて認識してもらい、事前対策の必要性を周知する。

また、当所経営指導員自らが災害等に関する知識の向上および意識高揚を図ることで、管内の小規模事業者への支援力の向上を目指す。

## ②災害発生時の対応強化について

災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、富山市と当所の間における被害情報報告ルートなどの構築を検討する。また、発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがないため、「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化が必要）には、速やかに拡大防止措置を行うために、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

### <成果目標>

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標（事業者数）	
			事業継続力強化計画	B C P
20,263	18,011	令和3年度	10件	1件
		令和4年度	20件	2件
		令和5年度	30件	2件
		令和6年度	40件	3件
		令和7年度	50件	3件

※その他（上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する）

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

富山市地域防災計画に基づき、当所と富山市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### <1. 事前の対策>

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ①巡回や窓口相談時に「富山市ハザードマップ」などを利用しながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等、行政の支援策の活用方法等）について説明する。また、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等についても周知を行う。
- ②当所会報やホームページ、メールマガジン等で国の施策の紹介をはじめ、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP等に取り組む小規模事業者の紹介等に取り組む。
- ③小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について支援を行う。
- ④小規模事業者をはじめ、当所の各部会や青年部・女性会等に対して、事業継続の取組に関する専門家を招き、普及啓発セミナーの開催や行政の施策、損害保険の紹介等による事業者の防災・減災意識の向上を図る。
- ⑤新型ウイルス感染症は、常に発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、冷静に対応することを周知する。
- ⑥新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を検討する。
- ⑦事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ICTやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

当所は令和3年度中にBCP(事業継続計画)の作成を検討する（※簡易バージョンは作成済み）。

#### 3) 関係団体等との連携

- ①全国商工会議所ビジネス総合保険制度などの取扱い保険会社である東京海上日動火災保険株、あいおいニッセイ同和損害保険株、三井住友海上火災保険株、損害保険ジャパン株に専門家等の派遣を依頼し、会員事業者を中心に普及啓発セミナー等を開催するとともに、事業者BCPの策定に取り組むメリットや災害対応策、リスクへの備えなどに関する損害保険の紹介等を実施する。
- ②当所の小規模企業振興委員など関係機関（各種事業組合等）と連携し、普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼するほか、共催によるセミナー等を実施する。
- ③感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

#### 4) フォローアップ

①小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認

②当所および富山市（担当部署）の間で、状況確認や改善点などについて必要に応じて協議を実施する。

## 5) 当該計画に係る訓練の実施

①自然災害（※1）が発生したと仮定し、富山市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

※1 I 現状（1）地域の灾害リスクに記載の各灾害

## < 2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には「人命救助」が第一であるため、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

①発災後、速やかに当所職員の安否報告を行う。（ショートメールやSNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況《家屋被害や道路状況等》等を当所と富山市で共有する。）

②国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

③感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、富山市における感染症対策本部設置に基づき、当所による感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定

①当所と富山市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。

②職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

③大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な災害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

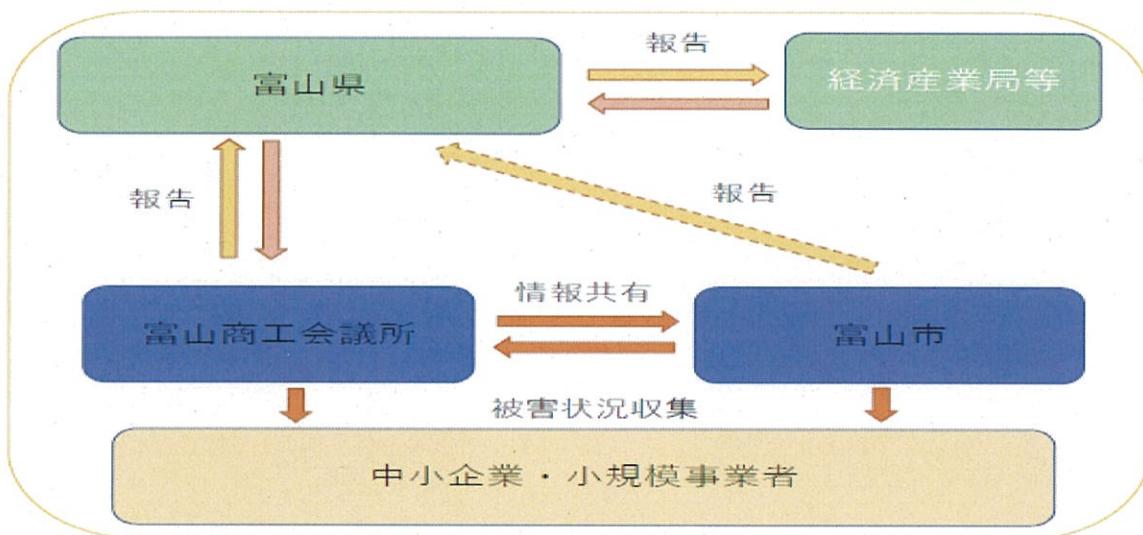
本計画により、当所と富山市は以下の間隔で被害情報などを共有する。

発災後～1週間	1日に5回共有する
1週間～2週間	1日に3回共有する
2週間～1ヶ月	1日に2回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

・富山市で取りまとめた「富山市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### <3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ①自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ②二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ③当所と富山市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ④当所と富山市が共有した被害情報を、県が指定する方法により当会より県へ報告する。
- ⑤感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。



### <4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ①相談窓口の開設方法について、富山市と相談する（当所が国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ②安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③地区内小規模事業者等の被害状況について確認する。
- ④応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、当所管内の中規模事業者等へ周知する。
- ⑤感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

### <5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

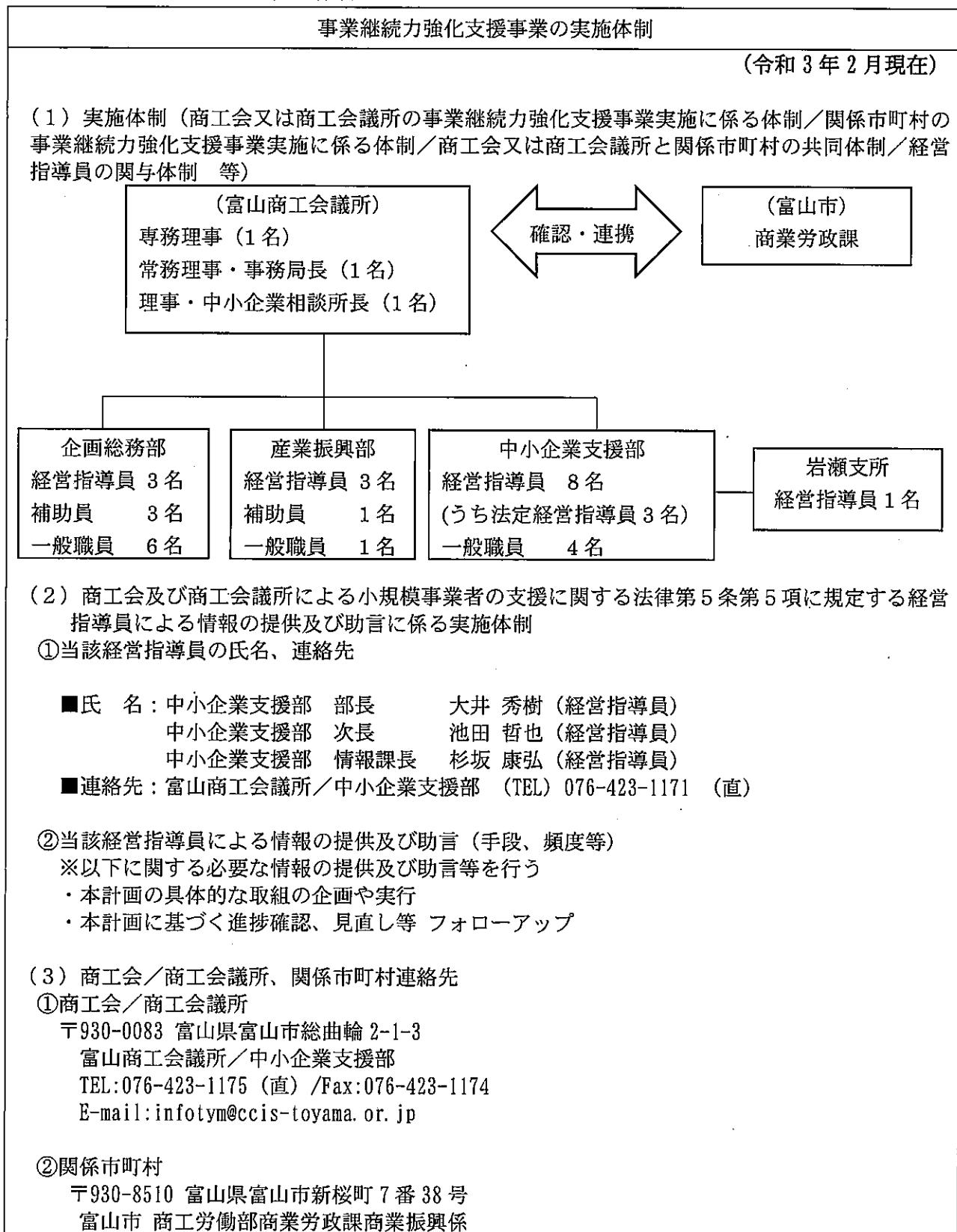
- ①富山県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ②被害規模が大きく、当所職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を富山県商工会議所連合会、北陸信越商工会議所連合会、日本商工会議所等に相談しながら、対応を検討する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに富山県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



TEL : 076-443-2070 (直) / Fax : 076-443-2183  
E-mail : syogyorosei-01@city.toyama.lg.jp

(4) 被害情報等報告先

〒930-8501 富山市新総曲輪47  
富山県商工労働部商業まちづくり課  
TEL:076-444-3251(直) / Fax:076-444-4403  
E-mail : ashogyo@pref.toyama.lg.jp

報告にあたっては、収集情報の取りまとめが容易な 電子メールを第一に利用する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・協議会運営費	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	200	200	200	200	200
・防災、感染対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

富山県補助金、各種事業収入、会費収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

